

○国土交通省告示第二百五十三号

自動車輸送統計調査規則（昭和三十五年運輸省令第十五号）第六条の規定に基づき、自動車輸送統計調査票の様式の一部を改正する告示を次のように定める。

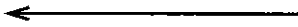
令和二年三月六日

国土交通大臣 赤羽 一嘉

自動車輸送統計調査票の様式の一部を改正する告示

自動車輸送統計調査票の様式（平成十年運輸省告示第四百八十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。



改正後	改正前
<p>一 貨物自動車のうち事業用自動車に係る調査については、<u>第一号様式</u></p> <p>二 (略)</p> <p>三 一般乗合旅客自動車運送事業等を経営する者に係る調査については、<u>第三号様式</u></p> <p>四 旅客自動車（次号に規定するものを除く。）に係る調査については、<u>第三号様式の二又は第三号様式の三</u></p> <p>五 (略)</p>	<p>一 貨物自動車のうち事業用自動車に係る調査については、<u>第一号様式</u>の二又は<u>第一号様式の二</u></p> <p>二 (略)</p> <p>三 (新設)</p> <p>四 旅客自動車（次号に規定するものを除く。）に係る調査については、<u>第三号様式又は第三号様式の二、第三号様式の三若しくは第三号様式の四</u></p> <p>五 (略)</p>







第三号様式の二及び第三号様式の三を次のように改め、第三号様式の四を削る。

調査開始日の午前0時に輸送の途中であれば、その輸送については記入しないでください。  
調査終了日の午後12時(夜中に輸送の途中であれば、その輸送については記入してください)。  
調査期間中自乗車を提出しなかった場合は、(A)及び(B)を記入してください。

1. 自動車について

(1) 調査期間中の走行距離

自動車調査期間中の走行距離を記入してください。

調査開始日のナンバーの数字(A)…………… km

調査終了日のナンバーの数字(B)…………… km

調査期間中の走行距離(C) = (B) - (A)…………… km

トリップメーカー等で、調査期間中の走行距離が正確に把握できる場合は、(C)欄にその数値を記入してください。この場合、(A) (B)欄は空白で結構です。

(2) 乗車人員

調査期間中の乗車人員を記入してください…………… 人

2. 輸送状況について

自動車の輸送状況について、乗車を輸送した区間に次のデータの記録を記入してください。  
輸送状況は、乗車を乗せて走行した乗車の数として記入してください。

一人平均乗車キロの算出方法

A欄を出発点とし、各区間を通過して終着点に至る運行系統における一人平均乗車キロの算出例

区間	乗車人員	降車人員	区間乗車キロ	区間	乗車人員	降車人員	区間乗車キロ
A → B	30人	15人	15人 × 30 = 450	B → C	15人	15人	15人 × 30 = 450
B → D	15人	5人	10人 × 15 = 150	D → E	5人	5人	5人 × 20 = 100
計	30人	35人	1050	計	30人	30人	1000

A, B, C の区間、各区間の乗車人員、降車人員、乗車キロを併せて一人平均乗車キロを算出する。  
一人平均乗車キロの算出：(A欄の乗車人員合計) ÷ (降車人員合計) × (一人平均乗車キロ) = 1050 ÷ 30 = 35.0 km

第2頁

第3号様式の(第6表) 自動車輸送統計調査票

自動車輸送統計調査票 (一般乗用車・高速乗用車) 国土交通省

この統計調査について

- この調査票は、統計的に利用され、道路や乗車などの資料などに使用されることはありません。
- 別紙の(調査票)の記入のし方を参照して、( )の部分に記入してください。
- この調査票についてわからないことがあれば、問合せ先(066-600-0000)に問い合わせてください。

調査期間は 月 日( )から 月 日( )までの 日間です。

提出期限は 月 日( )です。

調査する自動車

車種

報告者

住所	
氏名	
電話番号	

第3頁

この運行系統の距離…………… km

一日の乗降人員…………… 人

一日の運行回数 (片道又は1循環を1回とする)…………… 回

一人平均乗車キロ…………… km

この運行系統の距離…………… km

一日の乗降人員…………… 人

一日の運行回数 (片道又は1循環を1回とする)…………… 回

一人平均乗車キロ…………… km

この運行系統の距離…………… km

一日の乗降人員…………… 人

一日の運行回数 (片道又は1循環を1回とする)…………… 回

一人平均乗車キロ…………… km

この運行系統の距離…………… km

一日の乗降人員…………… 人

一日の運行回数 (片道又は1循環を1回とする)…………… 回

一人平均乗車キロ…………… km

第4頁



第四号様式を次のように改める。

調査開始日の午前0時に発着の途中であれば、その発着については記入しないでください。  
調査終了日の午後12時(途中に発着の途中であれば、その発着については記入してください)。  
調査開始日と調査終了日の間、1日及び1回を記入してください。

1. 自動車について

(1) 調査期間中の走行距離

自動車の調査期間中の走行距離を記入してください。

調査開始時のメーターの数字(A).....           km

調査終了時のメーターの数字(B).....           km

調査期間中の走行距離(C) = (B) - (A).....       km

1000メーターを超えて、調査期間中の走行距離が正確に把握できる場合は、(C)欄にその数値を記入してください。(この場合、(A)(B)欄は空白で結構です。)

(2) 走行距離

調査期間中のうち、高速を走行した走行距離.....  km

2. 輸送状況について

自動車の輸送状況について、意図を輸送した区間毎に次のバーを以降に記入してください。  
輸送状況は、空車を除いて走行した場合のみ記入してください。

(ア)工場、工事現場等の場外で旅客を輸送し、道路を走行しない場合は、記入しないでください。  
(イ)同じ日に同じ所を何回も往復して輸送した場合は、まとめて記入しても結構です。その場合には、走行距離欄はその区間の距離(片道)を、輸送人員欄には乗客人員数を、輸送回数欄には乗客を乗せて走行した回数を記入してください。  
(ロ)自動車送達車(カーゴ)を利用した場合は、その乗客数及び目的地等を備考欄に記入してください。

別紙 2

第4号様式(第6次改訂版) 自動車輸送統計調査票

運輸統計調査 自動車輸送統計調査票 (常用) 国土交通省

この統計調査について

- この調査票は、個人的に管理され、直轄の官公庁などに提供されるものではありません。
- 別冊の「調査票の記入のしかた」を参照して、この欄に記入してください。
- この調査票についてわからないことがあれば、調査課(電話0000-000-000)に問い合わせてください。

調査期間は 月 日( )から 月 日( )までの 日間です。

提出期限は 月 日( )です。

調査する自動車

所在地

種 別

調査者

氏 名	〒
氏 名	〒
職 名	
電話番号	

別紙 2

輸 送 区 間	輸 送 区 間
乗客を乗せた場所 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>	乗客を降ろした場所 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>
1 走行距離(片道)の数字 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>	輸送人員(人) <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>
2 乗客を乗せた場所 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>	乗客を降ろした場所 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>
3 走行距離(片道)の数字 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>	輸送人員(人) <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>
4 乗客を乗せた場所 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>	乗客を降ろした場所 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>
5 走行距離(片道)の数字 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>	輸送人員(人) <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>

※走行距離(片道)の数字は、道路の片道距離を記入し、片道(片)を乗客を乗せて走行した区間を記入してください。

別紙 2



附 則

(施行期日)

第一条 この告示は、令和二年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この告示の施行の際現にあるこの告示による改正前の様式による調査票は、この告示による改正後の様式によるものとみなす。

